鳥取県プラスチック資源循環等支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和３２年鳥取県規則第２２号。以下「規則」という。）第４条の規定に基づき、鳥取県プラスチック資源循環等支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第２条　プラスチックの代替素材となる紙、生分解性プラスチック等の再生資源の開発又は既存のプラスチック資源の循環に取組む企業・大学等及び事業者が実施する脱プラスチック製品の研究・開発を支援し、鳥取県におけるプラスチックの再生利用、生分解性プラスチックの導入・活用を推進することを目的として交付する。

（定義）

第３条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）企業等

鳥取県内に本店、支店、営業所、事務所その他の名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有するとともに、プラスチックの代替素材となる紙、生分解性プラスチック等の再生資源の開発又は既存のプラスチック資源の循環への取組に係る調査・研究等に意欲のある企業又は組合をいう。

（２）大学等

鳥取県内の大学（短期大学を含む。）若しくは工業高等専門学校又はこれらに在籍する研究者（教授、准教授、助教、助手又は講師）をいう。

（３）事業者

鳥取県内に本店、支店、営業所、事務所その他の名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有するとともに、脱プラスチックの取組に係る各種調査やプラスチックの再生利用、生分解性プラスチックの導入・活用に意欲のある者をいう。

（補助金の交付）

第４条　県は、第２条の目的を達成するため、別表第１欄に掲げる事業（国、都道府県、市町村その他の公共的団体からの助成（本補助金を除く。）の対象となるものを除く。以下「補助事業」という。）を行う企業等又は大学等（大学等にあっては、企業等と共同で補助事業を行う場合に限る。）に対し、予算の範囲以内で本補助金を交付する。

２　補助金の額は、補助事業に要する別表の第２欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第３欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第４欄に定める額を限度とし、千円未満の端数は切り捨てる。）以下とする。事業実施期間は、同表の第５欄に定める期間とする。

３　なお、鳥取県産業振興条例（平成２３年鳥取県条例第６８号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

（交付申請の時期等）

第５条　本補助金の交付申請は、鳥取県生活環境部長（以下「生活環境部長」という。）が別に定める期限までに行うものとする。

２　規則第５条の申請書に添付すべき同条第１号及び第２号に掲げる書類は、それぞれ様式第１号及び様式第２号によるものとする。

３　本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第２項の規定に関わらず、仕入れ控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（審査等）

第６条　県は、補助事業のうち、別表の第１欄（１）に掲げる事業については、第５条に定める交付申請を受け、補助対象事業を選定するために審査会を設置し、審査を行う。

２　審査会の設置及び審査方法については、生活環境部長が別に定めるものとする。

３　県は、補助事業のうち、別表の第１欄（２）に掲げる事業については、本要綱に定める要件に合致する申請の中から選考する。なお、事業者が３団体を超える場合は、原則として先着順とする。

（交付決定の時期）

第７条　本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して３０日が経過する日までの間に行うものとする。

２　本補助金の交付決定通知は、様式第３号によるものとする。

３　知事は、第５条第３項の規定による申請を受けたときは、第４条第２項の規定に関わらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。（以下「交付決定額」という。））から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第８条　規則第１２条第１項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

（１）本補助金額の増額を伴うもの

（２）別表の第２欄の（１）機械装置費とそれ以外の補助対象経費の間の費目間流用のうち、（１）機械装置費の２割を超える増減を伴うもの

２　第７条第１項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第９条　規則第１７条第１項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（１）規則第１７条第１項第１号又は第２号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から３０日を経過する日

（２）規則第１７条第１項第３号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度（県の会計年度による。第１３条を除き、以下同じ。）の翌年度の４月１０日

２　規則第１７条第１項の報告書に添付すべき同条第２項第１号及び第２号に掲げる書類は、それぞれ様式第４号及び様式第５号によるものとする。

３　本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかとなっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその額を超える額を控除して報告しなければならない。

４　補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第６号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（補助金等進捗状況報告書）

第１０条　規則第１７条第３項の規定による報告は、各年度（前条の報告に係る年度を除く。）の翌年度の４月１０日までに行わなければならない。

２　前項の報告は、様式第７号によるものとする。

（財産の処分制限）

第１１条　規則第２５条第２項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

２　規則第２５条第２項第４号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

（１）取得価格又は効用の増加価格が５０万円以上の機械及び器具

（２）その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

３　第７条第１項の規定は、規則第２５条第２項の承認について準用する。

（実施結果の事業化等）

第１２条　補助事業者は、補助事業の実施結果を活用した事業化及び事業拡大に努めなければならない。

２　補助事業者（別表の第１欄（２）に掲げる事業は除く。）は、補助事業の完了した日の属する年度（補助事業者の会計年度による。以下この項において同じ。）の終了後３年間（以下「完了後３年間」という。）、毎年度終了後３０日以内に当該補助事業に係る過去１年間の事業化等の状況について、様式第８号による報告書を知事に提出しなければならない。

（工業所有権等に関する届出）

第１３条　補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、完了後３年間に、特許権、実用新案権、意匠権等の専属的な利用権（以下「工業所有権等」という。）の設定を出願した場合、又はこれらを譲渡し若しくはその実施権を設定した場合には、遅滞なくその旨を様式第９号により知事に届け出なければならない。

（成果の発表等）

第１４条　生活環境部長は、必要があると認めるときは、補助事業者に補助事業の成果を発表させることができる。

（提出書類の部数等）

第１５条　規則又はこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正本１部とする。

（雑則）

第１６条　規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年８月３０日から施行する。

附 則

この改正は、令和２年３月３１日から施行する。

様式第１号（第５条関係）

鳥取県プラスチック資源循環等支援事業計画書

１　事業テーマ

２　事業実施内容の概要

３　事業実施期間

４　総事業費

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | | 金額（単位：千円） | 備考 |
| 総事業費 | |  |  |
|  | うち補助対象経費 |  |  |
| 補助金額 | |  |  |

（注）補助金額については、補助対象経費に補助率を乗じた額と限度額のいずれか低い額を記入すること。

５　他の補助金の活用の有無

|  |
| --- |
| 他の補助金の活用の有無（　有　・　無　） |

（注）他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。

「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

６　消費税の取り扱い（ 一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者 ）

７　添付資料

　・研究・開発のスケジュール表

　・当該補助金を利用し行う事業の詳細な内容が確認できる資料

　・決算報告書等、財政状況が確認できる資料

　・当該補助金を利用し行う事業の研究体制が確認できる資料

　・その他の必要と思われる資料

様式第２号（第５条関係）

鳥取県プラスチック資源循環等支援事業収支予算書

１　収入　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 科目 | | 予算額 | 摘要 |
| 年度  （１年目） |  |  |  |
| 小計 | |  |  |
| 年度  （２年目） |  |  |  |
| 小計 | |  |  |
| 合計 | |  |  |

２　支出　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 科目 | | | 予算額 | 摘要 |
| 年度  （１年目） | | 補助対象経費 |  |  |
| 小計 |  |  |
| 対象外経費 |  |  |
| 小計 |  |  |
| １年目小計 | | |  |  |
| 年度  （２年目） | | 補助対象経費 |  |  |
| 小計 |  |  |
| 対象外経費 |  |  |
| 小計 |  |  |
| ２年目小計 | | |  |  |
| 全体 | 補助対象経費 | |  |  |
| 小計 | |  |  |
| 対象外経費 | |  |  |
| 小計 | |  |  |
| 合計 | | |  |  |

（注）１　補助対象経費については、別表の第２欄に記載する費目ごとに記載すること。

２　摘要欄には、費目毎の内容、算定根拠等を記載することとし、別途に明細書を添付する場合は「別添経費明細書のとおり」としてもよい。

様式第３号（第７条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　様

職氏名

年度鳥取県プラスチック資源循環等支援事業補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けの申請書（以下「申請書」という。）で、申請のあった鳥取県プラスチック資源循環等支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和３２年鳥取県規則第２２号。以下「規則」という。）第６条第１項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第８条第１項の規定により通知します。

記

１　補助事業

本補助金の補助事業は、「 　年度鳥取県プラスチック資源循環等支援事業」とし、その内容は、申請書に記載されているとおりとする。

２　交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

（１）算定基準額　金　　　　　　　　円

（２）交付決定額　金　　　　　　　　円

３　経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されているとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

４　交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県プラスチック資源循環等支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第４条第２項及び第７条第３項の規定を適用して算定した額と、前記２の（２）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

５　補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則、要綱及び鳥取県プラスチック資源循環等支援事業実施要領の規定に従わなければならない。

様式第４号（第９条関係）

鳥取県プラスチック資源循環等支援事業報告書

１　事業テーマ

２　事業実施内容の概要

３　事業実施期間

４　総事業費

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | | 金額（単位：千円） | 備考 |
| 総事業費 | |  |  |
|  | うち補助対象経費 |  |  |
| 補助金額 | |  |  |

（注）補助金額については、補助対象経費に補助率を乗じた額と限度額のいずれか低い額を記入すること。

５　他の補助金の活用の有無

|  |
| --- |
| 他の補助金の活用の有無（　有　・　無　） |

（注）他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。

「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

６　消費税の取り扱い（ 一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者 ）

７　添付資料

　研究・開発の内容、想定される成果物の利用方法、課題を記載した報告書（任意様式）

様式第５号（第９条関係）

鳥取県プラスチック資源循環等支援事業収支決算書

１　収入　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 科目 | | 予算額 | 決算額 | 摘要 |
| 年度  （１年目） |  |  |  |  |
| 小計 | |  |  |  |
| 年度  （２年目） |  |  |  |  |
| 小計 | |  |  |  |
| 合計 | |  |  |  |

２　支出　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 科目 | | | 予算額 | 決算額 | 摘要 |
| 年度  （１年目） | | 補助対象経費 |  |  |  |
| 小計 |  |  |  |
| 対象外経費 |  |  |  |
| 小計 |  |  |  |
| １年目小計 | | |  |  |  |
| 年度  （２年目） | | 補助対象経費 |  |  |  |
| 小計 |  |  |  |
| 対象外経費 |  |  |  |
| 小計 |  |  |  |
| ２年目小計 | | |  |  |  |
| 全体 | 補助対象経費 | |  |  |  |
| 小計 | |  |  |  |
| 対象外経費 | |  |  |  |
| 小計 | |  |  |  |
| 合計 | | |  |  |  |

（注）１　補助対象経費については、別表の第２欄に記載する費目ごとに記載すること。

２　摘要欄には、費目毎の内容、算定根拠等を記載することとし、別途に明細書を添付する場合は「別添経費明細書のとおり」としてもよい。

３　金額等の根拠資料（契約書、請求書及び領収書等）の写しを添付すること。

様式第６号（第９条関係）

年　　月　　日

鳥取県知事 　　　　　　　様

住　所

氏　名

（団体にあっては名称及び代表者の氏名）

鳥取県プラスチック資源循環等支援事業　　　年度仕入控除税額確定報告書

鳥取県プラスチック資源循環等支援事業補助金交付要綱第９条第４項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１ 補助金の確定額及び補助対象経費の額

（１）補助金の確定額　：Ａ　金　　　　　　　　　円

（２）補助対象経費の額：Ｂ　金　　　　　　　　　円

２ 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額）：Ｃ

金　　　　　　　　　円

３ 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額：Ｄ

金　　　　　　　　　円

４ 補助金返還相当額（Ｄ－Ｃ＞０の場合）

（Ｄ－Ｃ）×Ａ／Ｂ　　　　金　　　　　　　　　円

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

様式第７号（第１０条関係）

年　　月　　日

鳥取県知事 　　　　　　　様

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　印

（団体にあっては名称及び代表者の氏名）

年度鳥取県プラスチック資源循環等支援事業進捗状況報告書

年　　月　　日付第　　　　　　　　　　号による交付決定に係る鳥取県プラスチック資源循環等支援事業の　　年度における進捗状況について、鳥取県補助金等交付規則第１７条第３項の規定により、下記のとおり報告します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助金等の名称 | 鳥取県プラスチック資源循環等支援事業補助金 | |
| 交付決定 | 算定基準額 | 交付決定額 |
| 円 | 円 |
| 年度における実績  ① |  |  |
| 年度以降の実施予定  ② |  |  |

（注）１　①及び②の合計額は、交付決定額と一致するものである。

　　　２　研究開発の状況、課題、今後のスケジュール等を記載した中間報告書（任意様式）を添付すること。

様式第８号（第１２条関係）

年　　月　　日

鳥取県知事　　　　　　　　様

住 所

氏 名　　　　　　　　　　　　　印

（団体にあっては名称及び代表者の氏名）

年度鳥取県プラスチック資源循環等支援事業に係る事業化状況報告書

　　　　年　　月　　日付第　　　　　　　号による交付決定に係る鳥取県プラスチック資源循環等支援事業の　年度の事業化等の状況について、鳥取県プラスチック資源循環等支援事業補助金交付要綱第１２条第２項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　事業テーマ

２　事業実施期間

３　事業化の状況について

（注）１　事業化の現況を記載し、必要に応じてそれを説明する資料を添付すること。

２　補助事業完了後に当該事業を中止あるいは廃止した場合は、その時期及び理由を記載すること。

様式第９号（第１３条関係）

年　　月　　日

鳥取県知事　　　　　　　様

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　印

（団体にあっては名称及び代表者の氏名）

年度鳥取県プラスチック資源循環等支援事業補助金に係る工業所有権等取得届出書

年 月 日付第 号による交付決定に係る鳥取県プラスチック資源循環等支援事業に基づく発明等に関し、下記のとおり工業所有権等の取得（出願、譲渡、実施権の設定）をしたので、鳥取県プラスチック資源循環等支援事業補助金交付要綱第１３条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

１　種　類（工業所有権等の種類及び番号）

２　内　容

３　相手先及び条件（譲渡又は実施権の設定をした場合）